

令和4年2月24日

## 令和4年第2回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和4年第2回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は16名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則  
第11条により総会は成立しております。  
本日、1名の欠席の旨報告がありました。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古  
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ  
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、1番：砂川栄徳委員、4番：仲里長造委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の国仲恵常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい  
て」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、賃貸借権・使用貸借権、無償  
移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）  
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は12件でございます。  
受付番号1番から12番を説明いたします。

（内容省略）

受付番号1番から12番は、別紙参考資料1ページから12ページの調査書の  
とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満た  
しております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号1番・2番・3番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

**仲里委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は、海中公園の近返と狩俣中学校の東側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号2番の説明をいたします。場所は、県営久貝団地の向かいに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は、宮古ウエザリングセンター日本ペイント（株）曝露試験場の近辺に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号4番・5番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は、宮古島市クリーンセンターの南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号5番の説明をいたします。場所は、大福牧場の南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員をお願いいたします。

**仲里委員：**

受付番号6番の説明をいたします。場所は、下地陸上競技場から台湾屋向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員をお願いいたします。

**長濱委員：**

受付番号7番の説明をいたします。場所は、結の橋学園から伊良部集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良 4 区推進委員にお願いいたします。

**津波古推進委員：**

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、下南公民館の北西 4 0 0 ㎡の基盤整備地区に位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 2 区推進委員にお願いいたします。

**野路推進委員：**

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、東平安名崎入口の西側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 1 0 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 5 区推進委員にお願いいたします。

**狩俣推進委員：**

受付番号 1 0 番の説明をいたします。場所は、中休みから友利集落向けに位置し、譲受人はシマヤマヒハツ・ローゼル作等の栽培ですが、雑草が生い茂っている状況です。譲受人に電話確認したら宮古島市には従業員も置いて機械も購入するとのことでしたが、コロナ渦の中来島することが出来ない状況で管理が出来ていないとのことでした。

**議 長：** 次に受付番号 1 1 番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野 1 区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号 1 1 番の説明をいたします。場所は、千代田ハイツより南側 3 0 0 ㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 1 2 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 3 区推進委員にお願いいたします。

**嵩原推進委員：**

受付番号 1 2 番の説明をいたします。場所は、来間小・中学校のグラウンドの南西 2 0 0 ㎡に位置し、譲受人は現在牧草が植え付けられていますが、取得後ハウス等でコーヒー栽培等を行うということです。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、事務局より不足説明があります。説明後に質疑をお願いいたします。

國仲事務局：

受付番号10番の譲受人は去年5月に利用権設定されていますが、先ほどの現場説明委員の説明でありましたように、申請現場等に雑草が生い茂っている現状で、耕作出来ていないので、委員皆さんに審議して頂きたいと思います。5月の利用権設定時には従業員を常駐させるとの事でしたが、今は誰もいなく管理されていない状況です。

松川事務局：

三栄ファームは法人で、去年5月に解除条件付きで利用権設定を行い、ヤエヤマヒハツを植えると言うことでの約束で法人を立ち上げた会社で、1年も立たない内にヤエヤマヒハツも植え付けしないで、シマヤマヒハツを植え付けすると言うことはあり得ないことだと思います。

議 長： 事務局より不足説明がありましたので、質疑のある方は、挙手をお願いいたします。 はい、10番委員

川満委員：

現場にはシマヤマヒハツ・ローゼル等々は植え付けられていますか？  
従業員もいない状況では、厳しいのではないですか。

國仲事務局：

申請地には、シマヤマヒハツ・ローゼルは植え付けられていますが、管理がされていません。

長濱委員：

今度からこのような案件等（管理人・従業員がいない）が申請された場合は、受け付けないでほしいです。

議 長： 各委員等から沢山の意見等がありますので、受付番号10番に関しては、今回は保留といたします。

議 長： ほかに質疑ありませんでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から12番について、受付番号10番を除き原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）は、4件でございます。受付番号13番から16番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号13番から16番は、別紙参考資料13ページから16ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員をお願いいたします。

根間推進委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、野菜ランドみやこの南側に位置し、譲受人は5年以上の農業経営で機械等も所有して家族経営でサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員をお願いいたします。

**野路推進委員：**

受付番号14番の説明をいたします。場所は新城集落から吉野集落向けに位置し、譲受人は家族経営でサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号15番と16番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号15番の説明をいたします。場所は西東集落の390号線の東側に位置し、譲受人は機械等も所有して、牧草作栽培です。

受付番号16番の説明をいたします。場所は、宮古空港から上野方面の陸上自衛隊宮古島駐屯地宿舎の右側に位置し、譲受人は機械等も所有して牧草作栽培です。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）」受付番号13番から16番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**松川事務局：**

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、3件でございます。受付番号17番から19番の説明をいたします。

( 内容省略 )

受付番号 17 番から 19 番は、別紙参考資料 17 ページから 19 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号 17 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 4 番委員をお願いいたします。

**仲里委員：**

受付番号 17 番の説明をいたします。場所は、海中公園近辺に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 18 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 13 番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号 18 番の説明をいたします。場所は、福山集落と大野山林の中間に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 19 番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部 3 区推進委員をお願いいたします。

**仲地推進委員：**

受付番号 19 番の説明をいたします。場所は、長山港から北側に位置し、譲受人は 15 年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号17番から19番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は、3件でございます。受付番号20番から22番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号20番から22番は、別紙参考資料20ページから22ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号20番から22番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可の取り消しは1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」受付番号1番について原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、7件でございます。受付番号1番から7番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員をお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、友利の東側ムイガーの北西300mに位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号2番から7番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号2番と3番の説明をいたします。場所は、城辺葉たばこ生産組合の東側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

受付番号4番の説明をいたします。場所は、加治道農村総合管理センターの南側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

受付番号5番の説明をいたします。場所は、池間灯台の東側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

受付番号6番の説明をいたします。荷川取漁港の東側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

受付番号7番の説明をいたします。場所は、長間郵便局の北側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第5議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は8件でございます。受付番号1番から8番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は城辺西東集落の東側に位置し、譲受人は畜産経営で牧草管理です。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を6番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、川満最終処分場の南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員をお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は宮古空港から下地線向けに位置し、譲受人は機械等も所有してカボチャ栽培です。

**議長：** 次に受付番号4番から6番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員にお願いいたします。

**島尻推進委員：**

受付番号4番と5番の説明をいたします。場所は保良集落の東側に位置し、譲受人は機械等も所有して野菜（ジャガイモ）栽培です。

受付番号6番の説明をいたします。場所は、東平安名崎入口の西側に位置し、譲受人は10年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員にお願いいたします。

**野路推進委員：**

受付番号7番の説明をいたします。場所は、新城集落から福嶺小学校向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

**長嶺推進委員：**

受付番号8番の説明をいたします。伊良部長山港から北側に位置し、譲受人は家族で10年以上の農業経営でサトウキビ栽培です。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長： 休憩します。

### 休 憩

議長： 再開します。

議長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、3件でございます。  
受付番号1番から3番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から3番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

田名委員：

現地調査の報告をいたします。日時は令和4年2月8日（火曜日）に調査員として3番：松岡委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、上地次長、池村主任主事、仲間さんの合計7名で調査し、日程として午前9時30分から午後4時20分まで現地調査、午後4時20分から30分まで事務局にて調査内容調整会議を行い、2月15日の内部審査会での4条申請3件、5条申請10件、合計13件の審査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。

田名委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、伊良部野球場の南側300mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他原野等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、4番委員

仲里委員：

赤土対策証明書は添付されていますか？

池村事務局：

はい、赤土対策証明に関しては、17ページに添付されています。

議長： ほかに質疑ありませでしょうか。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮古島東急ホテルから北側650  
mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、  
概ね10ha以上の規模の一団の農地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で  
お願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり  
決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたし  
ます。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、千代田の陸上自衛隊宮古島駐屯地  
の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、  
宅地・障害の多い道路等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しまし  
た。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で  
お願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり  
決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第7議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、10件でございます。受付番号1番から10番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から10番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で、議案の朗読ならびに説明をおわります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、ファミリーマート宮古島久貝店の南側80mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他原野・障害の多い道路等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

田名委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、ファミリーマート宮古島久貝店の南側80㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他原野・障害の多い道路等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、宮古島消防伊良部出張所の西側450㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、一時転用の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、奥原ストアーから南側130メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種低層住居専用地域と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、(有)久貝電設土木車庫の東側60メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等に囲まれた農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、宮古高校グラウンド東側140㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種低層住居専用地域と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、とみや商会アルミ工場北側140㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地4割街区面積に占める宅地の割合が40%を超えている区画の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、結の橋学園の東側180㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

松岡委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、千代田集落の陸上自衛隊宮古島駐屯地の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・障害の多い道路等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、県営久貝団地の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、用途地域、概ね10ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いたします。

はい、13番委員 12番委員

砂川委員：

面積が1,000㎡あるけど、個人での建築なのか、アパートなのか。

池村事務局：

5件の建築の宅地造成してから、売買するということです。

久保委員：

建築条件付き売買の説明をお願いします。

池村事務局：

宅地建築について、目的を必ず達成する物件に対して条件付き売買となっていることが条件です。

議 長： ほかに質疑ありませでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第8議案第7号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員をお願いいたします。

久保委員：

受付番号1番の説明をいたします。先月の案件で抵当権関係での保留とすることでの案件ですので、2月8日に平良地区パトロールで、場所は荷川取の吉信産業平良事業所の西隣に位置し、長年農地利用がなく現況は雑種地状態となっており、将来も農地利用が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮古島市役所から南西約900mに位置し、現況は周辺農地に比べて低地であるため、大雨時には雨水が当該地に流入し冠水被害を被っている状態のため農地利用が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 2 番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は、県立宮古総合実業高校の北側、市道大原線沿いに位置し、復帰前から農地として利用したことがなく、現況は耕作に適さない土質であることから将来的にも農地利用の予定がないため非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

( 委員会規則に基づく発言等 )

宮古島市農業委員会会議規則第 2 1 条 ( 委員の発言 )

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和4年第2回宮古島市農業委員会総会を閉会  
いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和4年2月24日

会 長 芳 山 辰 巳  
1 番 委 員 砂 川 栄 徳  
4 番 委 員 仲 里 長 造